

奈良市公報

第 2 4 5 号

平成21年 6 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… 2

告 示

○奈良市路上喫煙防止に関する条例の規定による路上喫煙禁止地域の指定…………… 2

○一般競争入札の実施…………… 2

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 3

○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 3

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3

○予防接種の実施…………… 4

○放置自転車等の保管…………… 5

○住居番号の設定…………… 5

○生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5

○住民票の職権消除（2件）…………… 5

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 6

○なら工藝館の臨時休館…………… 6

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6

○開発行為に関する工事の完了…………… 6

○放置自転車等の保管…………… 7

○生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7

○奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 7

○開発行為に関する工事の完了…………… 7

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7

○生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 8

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 8

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8

○放置自転車等の処分…………… 9

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 9

○放置自転車等の保管（2件）…………… 9

○都市計画道路の変更案の公衆縦覧…………… 9

「(注) 1 支出負担行為欄には、契約、補助指令を起こす場合の額を記入し、支払額欄には、現金支払額を記入すること。

2 変更計画書には、変更しようとする額を朱書するとともに、その上部に当初計画額を黒書し、かつ、執行済みのものについてはその額を当初計画額の上部に（ ）書きすること。

○放置自転車等の保管……………10
○一般競争入札の実施……………10

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………11
○住民監査請求に係る監査結果の公表……………12

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………17
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………18
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………18
○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程……………19
○一般競争入札の実施……………19

消 防

○奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………20

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………20

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記した書面の縦覧……………20
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記した書面の縦覧……………20

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………21

規 則

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第41号

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、介護認定課」を削る。

別記第6号様式（その1）中「(長印)」を削り、同様式（その2）中「歳出予算執行（変更）計画書（配当書）」を「歳出予算執行計画書（配当書）」に改め、「(長印)」及び「㊟」を削り、

を

3 本書は4部提出すること。

「(注) 支出負担行為欄には、契約、補助指令を起こす場合の額を記入し、支払額欄には、現金支払額を記入すること。」に改める。

別記第7号様式及び第9号様式中「様」を「(あて先)」に改め、「回」を削る。

別記第10号様式及び第12号様式中「回」を削る。

別記第15号様式中「様」を「(あて先)」に改め、「回」を削る。

別記第16号様式及び第17号様式中「(長印)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市予算の編成及び執行に関する規則第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年5月1日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年5月1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第42号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年奈良市条例第11号)附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成21年5月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年5月1日揭示済)

告 示

奈良市告示第214号

奈良市路上喫煙防止に関する条例(平成20年奈良市条例第52号)第6条第2項の規定により、次のように路上喫煙禁止地域を指定し、平成21年5月18日から施行します。

平成21年5月1日

奈良市長 藤 原 昭

- ・近鉄奈良駅前広場及びJ R奈良駅前広場
- ・国道369号線(大宮通り線)及び奈良公園内道路
(二条大路一丁目交差点～県庁東交差点～大仏前交差点)
- ・県道木津横田線
(油阪交差点～三綱田交差点)

別図のとおり

- ・三条通り
(三条本町交差点～一の鳥居前交差点)
- ・猿沢池周回道路及びその周辺
- ・J R奈良駅西口ロータリー及び道路
(三条本町交差点～なら100年会館前)
- ・北部第378号線
(中筋前交差点～三条通りとの交差点(通称小西さくら通り))
- ・北部第390号線
(東向交差点～三条通りとの交差点(通称東向通り))
- ・北部第391号線
(小西さくら通りとの交差点～東向通りとの交差点)

別図省略

(平成21年5月1日揭示済)

奈良市告示第215号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年5月1日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 入札に付する事項
- 道路改良工事(今市町地内・南部第530号線)ほか39件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成21年 5 月11日までは閲覧コーナー、
同月12日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年 5 月11
日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後
1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年 5 月12日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項
の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事
項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定によ
り次のとおり告示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市学園朝日元町 二丁目529番地の44	奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の 1
代表者の氏名 及 び 住 所	三谷 彰一 奈良市学園朝日元町 二丁目529番地の44	加藤 尚克 奈良市学園朝日元町 二丁目476番地の 1

2 変更の年月日

平成21年 4 月12日

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第217号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年
奈良市規則第51号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市簡易
水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10
条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
タケモト	代表者 竹本 義國	奈良県奈良市田中町 371	平成21年 4 月30日

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第218号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水
道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき次のと
おり公示します。

その関係図書は、平成21年 5 月 1 日から 2 週間、本市建
設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成21年 5 月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市三碓七丁目、藤ノ木台三丁目、大倭町、学園新田町、あやめ池北三丁目、西大寺野神町二丁目、三条添川町、三条栄町、三条松町、三条大宮町、芝辻町一丁目、

三条大路一丁目、四条大路一丁目、四条大路二丁目、古市町及び池田町の各一部
3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
帝塚山南幹線－56	奈良市三碓七丁目949－3	奈良市三碓七丁目946－2
熊取幹線－48	奈良市藤ノ木台三丁目1－838	奈良市大倭町17－3
熊取幹線－49	奈良市大倭町17－3	奈良市大倭町17－5
鶴舞西第1幹線－39	奈良市学園新田町2947－14	奈良市学園新田町2947－14
あやめ池北幹線－120	奈良市あやめ池北三丁目1139－12	奈良市あやめ池北三丁目1139－13
西大寺南幹線－221	奈良市西大寺野神町二丁目1756	奈良市西大寺野神町二丁目1758
三条幹線－54	奈良市三条添川町135－2	奈良市三条添川町133－3
三条幹線－55	奈良市三条添川町126－5	奈良市三条添川町127－4
三条幹線－56	奈良市三条栄町198－6	奈良市三条栄町199－4
三条幹線－57	奈良市三条栄町204－6	奈良市三条栄町201－5
三条幹線－58	奈良市三条松町377－4	奈良市三条大宮町375－3
三条幹線－59	奈良市三条大宮町374－5	奈良市三条大宮町374－5
三条幹線－60	奈良市三条大宮町373－4	奈良市三条大宮町371－9
三条幹線－61	奈良市三条松町377－5	奈良市三条松町377－5
三条幹線－62	奈良市三条松町377－5	奈良市三条松町371－8
三条幹線－63	奈良市三条松町370－5	奈良市三条松町368－6
芝辻幹線－27	奈良市芝辻町一丁目126－3	奈良市芝辻町一丁目126－7
都跡幹線－306	奈良市三条大路一丁目659－4	奈良市三条大路一丁目658－20
都跡幹線－307	奈良市四条大路一丁目734－2	奈良市四条大路一丁目733－2
平城幹線－21	奈良市四条大路二丁目821－18	奈良市四条大路二丁目821－1
藤原幹線－59	奈良市古市町2423－1	奈良市古市町2423－1
今市幹線－59	奈良市池田町113－4	奈良市池田町113－6
今市幹線－60	奈良市池田町272－4	奈良市池田町287－1
今市幹線－61	奈良市池田町288－3	奈良市池田町288－3

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年5月1日揭示済)

奈良市告示第219号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成21年5月1日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適當者
- (1) 下痢が治癒していない者
- (2) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (5) その他、予防接種を行うことが不適當な状態にある

者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) けいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第220号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 5 月 1 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－ 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内

は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742－34－1111代表
(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第221号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成21年 5 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成21年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
額田 弦一郎		柔道整復	平成21年 4 月22日
ぬかた接骨院 (額田 弦一郎)	奈良県奈良市富雄元町二丁目 3 －13矢部ビル101		

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第223号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第224号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

以下省略

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

1 代表者の変更（1 回目）

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	八幡 敦 奈良市五条西二丁目 8 番 1 号	小出 晃三 奈良市五条西二丁目 9 番 8 号

変更の年月日 平成20年 4 月13日

2 代表者の変更（2 回目）

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	小出 晃三 奈良市五条西二丁目 9 番 8 号	廣尾 匡 奈良市五条西二丁目 16番21号

変更の年月日 平成21年 4 月12日

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第226号

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、平成21年 6 月 9 日から同月14日ま

でなら工藝館を休館します。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第227号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成21年 5 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関 の 名 称	医療機関 の所在地	診療科目	指 定 年月日
村上 智彦	独立行政 法人 国立病院 機構 奈良医療 センター	奈良市七 条二丁目 789番地	小児科	平成21年 4 月27日

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年 5 月11日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年11月20日 奈良市指令都整開 第08A－30号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成21年 5 月11日 第1166号
(2) 公共施設 平成21年 5 月11日 第514号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町679番27、700番 9、707番 2、707番 3、708番 2、708番12、709番、710番 3、711番 3、712番 1、713番 1、714番 1、714番 4、716番、717番 1、717番 3、721番 4、722番 5、723番 4、724番 4、724番 6、725番、726番 2、736番 4 及び737番 3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番63号

三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町707番 2 の一部、707番 3 の一部、708番 2 の一部、708番12の一部、709番の一部、710番 3 の一部、711番 3 の一部、722番 5 の一部、723番 4 の一部、724番 6 の一部、726番 2 の一部、736番 4 の一

部及び737番 3 の一部
(2) 下水道
奈良市押熊町707番 2 の一部、707番 3 の一部、708番 2 の一部、708番12の一部、709番の一部、710番 3 の一部、711番 3 の一部、722番 5 の一部、723番 4 の一部、726番 2 の一部、736番 4 の一部及び737番 3 の一部
(3) 水路
奈良市押熊町707番 3 の一部、708番 2 の一部、708番12の一部、709番の一部及び736番 4 の一部
(4) 調整池
奈良市押熊町707番 3 の一部及び708番12の一部
(5) 公園
奈良市押熊町714番 1 の一部、716番の一部、717番 1 の一部、717番 3 の一部、722番 5 の一部、723番 4 の一部及び724番 4 の一部
(平成21年 5 月11日揭示済)

奈良市告示第229号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 5 月11日
奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成21年 5 月11日
3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年 5 月11日揭示済)

奈良市告示第230号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。
平成21年 5 月11日
奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
学園前クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目 1 － 1 ル・シエル 3 階	平成20年 11月 1 日

(平成21年 5 月11日揭示済)

奈良市告示第231号
奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成21年 5 月12日
奈良市長 藤 原 昭
以下省略
(平成21年 5 月12日揭示済)

- 奈良市告示第232号**
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成21年 5 月12日
奈良市長 藤 原 昭
- 1 許可の年月日及び番号
平成21年 3 月 2 日 奈良市指令都整開 第08A－38号
平成21年 5 月 8 日 奈良市指令都整開 第08A－38－1号
2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年 5 月12日 第1167号
3 開発区域に含まれる地域
奈良市朱雀六丁目 9 番 3 及び 9 番 5 の一部
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市恋の窪一丁目 2 番 2 号
市民生活協同組合ならコープ 理事長 森 宏之
(平成21年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第233号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5 月12日
奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
おだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町 1277－1	平成21年 3 月31日

(平成21年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第234号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。
平成21年 5 月12日
奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
おだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町 1277－ 1	平成21年 4 月 1 日

(平成21年 5 月12日揭示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第235号		平成21年 5 月12日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第50条の 2 の規定により指定		奈良市長 藤 原 昭	
指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
おだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町1277－1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年 3 月31日 平成21年 3 月31日
小田 裕二	奈良県奈良市中登美ヶ丘二丁目1984－107		
(平成21年 5 月12日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。	
奈良市告示第236号		平成21年 5 月12日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の		奈良市長 藤 原 昭	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
おだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町1277－1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年 4 月 1 日 平成21年 4 月 1 日
医療法人 おだ歯科クリニック	奈良県奈良市押熊町1277－1		
(平成21年 5 月12日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。	
奈良市告示第237号		平成21年 5 月12日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の		奈良市長 藤 原 昭	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
特別養護老人ホームトマトホーム	奈良県奈良市横井町906－12	居宅 通所介護 居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護 介護予防 通所介護	平成21年 5 月 1 日 平成21年 5 月 1 日 平成21年 5 月 1 日 平成21年 5 月 1 日
社会福祉法人博遊会	奈良県大和郡山市九条町307－1		
(平成21年 5 月12日揭示済)		法第55条の 2 の規定により告示します。	
奈良市告示第238号		平成21年 5 月12日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同		奈良市長 藤 原 昭	
	指定介護機関	開設者	変 更 年月日
	名称 所在地		

旧	フランスベッ ドメディカル サービス株式 会社奈良営業 所	奈良県奈良市 尼辻北町 2 - 4	フランス ベッドメ ディカル サービス 株式会社	平成21年 4 月 1 日
新	フランスベッ ド株式会社メ ディカル奈良 営業所	奈良県奈良市 尼辻北町 2 - 4	フランス ベッド株 式会社	

(平成21年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第239号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成21年 5 月12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成21年 5 月26日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年 2 月 3 日から 6 日まで、同月12日から13日まで、同月16日、同月18日から19日まで、同月24日から26日まで

(平成21年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により般若寺町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中村 忠行 奈良市般若寺町306 番地の10	疋田 彰 奈良市般若寺町237 番地

- 2 変更の年月日
平成21年 4 月 1 日

(平成21年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第241号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 5 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 5 月12日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第242号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 5 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 5 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第243号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21号第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年 5 月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路 3・4・127号 中登美ヶ丘鹿畑線
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町、押熊町
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年 5 月14日から同月28日まで
- 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその内容を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書一通を奈良市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年5月28日までに必着するように提出してください。
(平成21年5月14日揭示済)

奈良市告示第244号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年5月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年5月14日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年5月14日揭示済)

奈良市告示第245号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年5月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
道路改良工事（耐震性貯水槽）（月ヶ瀬尾山地内）ほか31件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入

札において同時に入札参加資格者となることができない。
(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の一級建築施工監理技術者を配置できること。（雇用関係が3ヶ月以上の者に限る。）
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年5月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(郵便入札による参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

(電子入札による単体参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、電子入札の入札参加申請を行って下さい。

(特定建設工事共同企業体による参加者)

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 専任の一級建築施工監理技術者の資格を証するものの写し（各構成員）
- オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成21年 5 月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成21年 5 月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札書の日付が開札日でない場合
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年 5 月21までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

建築ランク A 及び B の業者

平成21年 5 月15日から 5 月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

建築ランク B 同士による特定建設工事共同企業体

平成21年 5 月15日から 5 月22日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成21年 5 月28日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成21年 5 月29日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人の IC カードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年 5 月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中和田 守
同 三 浦 教 次
同 大 橋 雪 子
保健総務課
監査結果公表日 平成19年 6 月29日（奈良市監査委員告示第13号）
措置結果通知日 平成21年 4 月10日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市保健所条例にかかる手数料は奈良市証紙により取り扱われているが、その受領及び売りさばいた時に記載すべき収入証紙受払簿への記載が、その都度されていなかった。奈良市証紙条例施行規則第 6 条の規定に則った適正な事務処理をされたい。 また、その売りさばき収入にかかる調定が売払日ごとに行われていなかった。奈良市会計規則第 9 条及び第12条に基づき、速やかに調定し指定金融機関等に払い込みをされたい。	奈良市証紙の取り扱いについて、奈良市証紙条例施行規則第 6 条に基づきその都度収入証紙受払簿に記載するよう改善しました。また、売りさばき収入にかかる調定についても、奈良市会計規則第 9 条及び第12条に基づき売払日ごとに行うよう改善しました。

都祁行政センター 業務課
監査結果公表日 平成21年 1 月 5 日（奈良市監査委員告示第 2 号）
措置結果通知日 平成21年 4 月 1 日

【監査の結果】	【措置の内容】
簡易水道使用料の滞納繰越分の収入未済額について、平成19年度決算審査意見書でも述べたところであるが、今後とも徴収率の向上に取り組みれるとともに、収入未済額に対する徴収体制の強化に努められるよう要望する。	水道料金の徴収については、毎月ごとに収納状況の確認を行い、奈良市簡易水道条例に基づき督促状等の事務を行っております。また、長期未納者に対しては個別訪問による徴収を行っております。 尚、平成19年度の滞納額 1,690,775 円につきましては平成21年 3 月31日現在収納額 1,244,070 円、滞納額 446,705 円となっております。

月ヶ瀬行政センター 庶務課
監査結果公表日 平成21年 1 月 5 日（奈良市監査委員告示第 2 号）
措置結果通知日 平成21年 4 月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
簡易水道使用料の滞納繰越分の収入未済額について、平成19年度決算審査意見書でも述べたところであるが、今後とも徴収率の向上に取り組みれるとともに、収入未済額に対する徴収体制の強化に努められるよう要望する。	水道料金の徴収については、毎月ごとに収納状況の確認を行い、奈良市簡易水道条例に基づき督促状等の事務を行っております。 また、未納者に対しては個別訪問による徴収を行っております。 尚、平成19年度の滞納額 361,700 円につきましては平成21年 3 月31日現在、収納額 312,452 円、滞納額 49,248 円となっております。

（平成21年 5 月 1 日揭示済）

奈良市監査委員告示第 9 号

地方自治法第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成21年 5 月 8 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 三 浦 教 次
同 大 橋 雪 子
奈 監 第 43 号
平成21年 5 月 1 日

請 求 人
奈良市山陵町443番地の 5
桐 山 幸 矩

外 4 名 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 三 浦 教 次
同 大 橋 雪 子

住民監査請求の結果について（通知）

平成21年 3 月10日付けで提出のあった住民監査請求については、同月17日付けで受理し、地方自治法第242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

なお、監査委員 中和田 守は、本件対象の「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」制定の際の法令審査会の委員であったため、地方自治法第199条の 2 の規定により除斥しました。

記

- 1 監査対象
奈良市市長公室人事課
奈良市環境清美部収集課（現 まち美化推進課）
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第 6 項の規定により、平成21年 4

月 3 日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第 8 項の規定により、平成21年 4 月 3 日、市長公室長、人事課長、環境清美部長、同部次長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

第 1 請求の趣旨

奈良市長は収集課の職員等が行う次の 1、2 の業務に大型ごみ業務手当を支給してはならない

- 1 収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業
- 2 収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業との勧告をする等必要な措置をとること。

第 2 請求の理由

1 特殊勤務手当の一種としての大型ごみ業務手当

「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例」(以下、「本件条例」という。)第 2 条は、「特殊勤務手当」について「著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事した職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給するもの」と定義する。

そして、特殊勤務手当の一種として「大型ごみ業務手当」が定められ(本件条例 2 条 2 項(10))、大型ごみ業務手当は大型ごみ業務に従事した職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給するものとされている(本件条例 12 条 1 項)。「大型ごみ業務手当」の額は勤務 1 回につき1500円を超えない範囲内において規則で定められることになっており(本件条例 12 条 1 項)、「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」(以下、「本件規則」という。)10 条 3 項において勤務 1 回につき1500円と定められている。

2 大型ごみ業務手当が支給される職員

大型ごみ作業手当が支給される職員は、収集課に勤務し、大型ごみ収集作業又は大型ごみ収集作業に付随する作業で、担当業務以外のものに従事する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員とされる(本件規則 10 条 1 項)。そして、本件規則では上記「担当業務」は収集課長が別にこれを定めると規定され(規則 10 条 2 項)、収集課長は「奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準」(以下、「本件基準」という。)を定め、本件基準 2 条 1 項において、次の①②の各作業を本件規則 10 条 2 項にいう「担当業務」と定める。すなわち、① 3 人で行う収集箇所 40 件程度の不燃大型ごみの収集・運搬作業(以下、「定期大型ごみ収集」という。)及び② 午前 8 時から 11 時までの大型ごみの電話受付業

務である。

本件基準 2 条 2 項は、大型ごみ業務手当の支給対象となる、上記「担当業務」①②以外の作業として次の(1)～(5)を定める。

- (1) 収集課作業員第十係の職員が 2 人で行う定期大型ごみ収集
- (2) 収集課作業員第十係の職員が定期大型ごみ収集後引き続き行う可燃大型ごみの収集・運搬作業
- (3) 収集課の職員が 3 人で行う収集箇所 20 件程度の応援大型ごみ収集・運搬業務
- (4) 収集課の職員が午前 11 時から午後にかけて行う大型ごみ電話受付作業、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業
- (5) 収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみの電話受付作業

3 本件条例に違反する大型ごみ業務手当

本件基準 2 条 2 項(4)(5)の各作業に大型ごみ業務手当を支給することは、地方自治法 204 条の 2、地方公営企業法 38 条 4 項及びこれに基づく本件条例 2 条 1 項、本件規則 10 条 1 項に反し違法である。以下理由を述べる。

(1) 単純な労務に従事する職員の給与の原則

地方公務員法 57 条は、職員のうち単純な労務に雇用される者についての地方公務員法の特例を別に法律で定めるとしており、この規定を受けた地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 条は、この単純な労務に雇用された者であって、企業職員に該当しないものに係る労働関係その他身分上の取り扱いに関しては、地方公営企業等の労働関係に関する法律及び地方公営企業法 37 条から 39 条までの規定を準用することとしている。したがって、その給与についても、地方公務員法及び地方自治法に定められた給与条例主義は適用されず、地方公営企業法 38 条が適用される。

そして、収集課に勤務し、大型ごみ収集作業及びこれに付随する作業に従事する技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員は地方公務員法 57 条にいう「単純な労務に雇用された者」に該当すると考えられ、地方公営企業法 38 条が適用される。同法 38 条 1 項において、その給与は「給料及び手当」とされ、さらに給与の種類及び基準は条例で定める(同条 4 項)とされる。よって、その手当の種類及び基準も条例で定める必要がある。

本件条例は、技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員の手当の種類及び基準を定めたものと見ることができる。

(2) 地方公営企業法 38 条 4 項及びこれに基づく条例に反する手当

上記のとおり、単純な労務に従事する職員の給与は、地方公営企業法 38 条 4 項が適用ないし準用されるから、地方自治体の職員の給与の額を条例

で定めることを求める地方自治法204条に関係なく、その給与の「種類及び基準」が条例で定めることとされているが、地方公営企業法38条4項は地方自治法204条の2にいう「法律」に該当するから、地方自治法204条の2は、公営企業に従事する職員及び単純な労務に従事する職員にも適用がある（新版逐条地方自治法第4次改訂版667頁10行目以下）。

したがって、地方自治法204条の2の規定に照らし、地方公営企業法38条4項及びこれに基づく条例に反して支給することはできず、そのような手当の支給は違法である。

(3) 本件条例2条1項の意義

特殊勤務手当の定義規定（本件条例2条1項）において定められる勤務の特殊性が認められない通常の勤務について「特殊勤務手当」の名目で手当が支給されることになると、結局、勤務の特殊性に着目して設けられた特殊勤務手当の意義が没却され不合理な手当の支給が生じ、ひいては地方自治体の財政に悪影響を与えることにもなりかねない。

したがって、たとえ特殊勤務手当の名目で支給される手当であっても、上記特殊勤務手当の定義規定（本件条例2条1項）において定められる勤務の特殊性が認められない通常の業務に対して支給されるような場合には、そのような手当は本件条例2条1項にいう特殊勤務手当には該当しないというべきであり、その支給は地方自治法204条の2の趣旨に照らし、地方公営企業法38条4項及びこれに基づく本件条例2条1項に反して違法である。このことは、言い換えれば、本件条例2条1項は支給される手当の「基準」（地方公営企業法38条4項）に関する規定としての意義も有することを意味する。

(4) 「大型ごみ収集作業に付随する作業」（本件規則10条1項）の意義

本件条例2条1項の意義に照らせば、大型ごみ作業手当支給の対象に関する「大型ごみ収集作業」ないし「大型ごみ収集作業に付随する作業」（本件規則10条1項）に該当するか否かの判断も、当該作業の内容及び性質等に照らし、「著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」か否かを実質的に考慮して行われるべきである。

(5) 本件基準2条2項(4)(5)に基づき支給される手当の違法性

本件基準2条2項(4)所定の業務は、大型ごみ電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る作業である。これらの作業には

「著しく困難、危険、不快又は不健康」あるいはこれに類する特殊性はどこにも認められず、通常の勤務に過ぎないことは明らかであるから、特殊勤務手当の対象となる「大型ごみ収集作業」に該当しないことは勿論、「大型ごみ収集作業に付随する作業」（本件規則10条1項）にも該当しないと解すべきである。

また、本件基準2条2項(5)所定の業務も大型ごみの電話受付作業に過ぎないから、同様に本件条例2条1項にいう勤務の特殊性は認められず、特殊勤務手当の対象となる「大型ごみ収集作業」にも「大型ごみ収集作業に付随する作業」（本件規則10条1項）にも該当しない。

したがって、本件基準2条2項(4)(5)に基づく大型ごみ業務手当の支給は、地方自治法204条の2、地方公営企業法38条4項及びこれに基づく本件条例2条1項、本件規則10条1項に反して違法であって、許されない。

4 「特殊勤務手当」の趣旨に適合しない手当の横行と国の是正要求

(1) 国の是正要求

国は、下記(ア)～(コ)のような通知、閣議決定等により、制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当を支給している都道府県及び政令市に対して繰り返し是正を求めており、その通知の多くは、管内の市町村に対してもその旨をその趣旨を連絡し、徹底を図るよう求めている。

その中でも下記(カ)は、本件で問題となる単純な労務に雇用される職員の給与に関して適用される地方公営企業法が直接規制の対象とする地方公営企業の職員の特殊勤務手当について次のように言及する。すなわち、下記(カ)は、各地方公共団体が、特殊勤務手当の調査分析の結果、「特殊勤務手当の制度の趣旨に合致しないと認められる場合には、廃止を含め、早急にその見直しを図られたい。」とした上で、「地方公営企業に従事する職員の特殊勤務手当についても、関係部局に対して、この趣旨を徹底するとともに、貴都道府県の市区町村に対しても、この趣旨を速やかに連絡のうえ、その徹底を図るようお願いする。」と言う。

国も、普通地方公共団体の一般職員の特殊勤務手当だけでなく、地方公営企業職員や単純な労務に雇用されている職員の特殊勤務手当についても、その本来の制度趣旨、すなわち「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務であって、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務に従事した職員に対して支給すべき手当」という概念に適合した支給を行うことを強く要求しているのである。

記

- (ア) 「違法な給与の支払等の是正について」(昭和54年 8 月31日自治給第31号)
- (イ) 地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)の策定について(昭和60年 1 月22日自治行第 2 号)
- (ウ) 地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について(平成 6 年10月 7 日自治行第99号)
- (エ) 「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」(平成 9 年11月14日付自治事務次官通知)
- (オ) 「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」(自治給第82号、平成 9 年11月14日付自治事務次官通知)
- (カ) 「地方公務員の特殊勤務手当の適正化について」(平成10年 5 月11日付自治給第30号自治省行政局公務員部給与課長通知)
- (キ) 「平成11年度地方財政の運営について」(平成11年 4 月21日自治財20号)
- (ク) 「特殊勤務手当実態調査の結果について」(平成16年12月27日自治行政局公務員部給与能率推進室)
- (ケ) 「今後の行政改革の方針(抜粋)」(平成16年12月24日閣議決定)
- (コ) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(平成17年 3 月29日総行整11)
- (2) 本件基準 2 条 2 項(4)(5)の定めは、「特殊勤務手当」の趣旨に適合しない手当に関する上記のような国の度重なる是正要求に真っ向から反しており、その趣旨を踏みにじるものであって、奈良市従業員労働組合の不当な要求に屈服した結果である。

第 3 結論

よって、請求人らは、奈良市監査委員に対し、本件基準 2 条 2 項(4)(5)に定められた「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」に対する大型ごみ業務手当の支給を直ちに止めること、本件条例 2 条 1 項の規定の趣旨に即した本件規則、本件基準の改正を直ちに行うこと、その他必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。

5 監査対象事項

「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」に対する大型ごみ業務手当の支給について

6 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 大型ごみ業務手当に関連する動き

奈良市は、平成 7 年度に大型ごみの収集方式をステーション方式(あらかじめ定められた期日、集積場所で集中して収集する方式)から電話リクエスト方式(市民から個別に電話で収集の依頼を受付し、収集日を決め、個別に収集する方式)に変更した。

この変更で、電話受付業務及び地図経路確認作業が新たな業務として発生した。その際、道路の広さや侵入路等現場の状況に熟知しているといった理由で大型ごみ収集作業を行っていた技能職員、業務職員をこの業務にあたらせた。

元々、技能職員、業務職員の職務体制は、一定の作業量を決め、それを超える業務に対して手当を支給する標準作業量制を採っていたため、電話受付業務及び地図経路確認作業についても同じ考え方を採用し特殊勤務手当の支給対象とした。

特殊勤務手当については、平成13年10月に奈良市行財政改善推進委員会の中に新たに環境清美事業専門部会が設置され、平成14年 6 月から技能職員及び業務職員で組織する奈良市従業員労働組合と特殊勤務手当等の是正について協議を行っているが妥結には至っていない。

また、平成14年度の包括外部監査(テーマ「ごみ処理事業について」)の中で、一連の大型ごみ収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務など収集に直接携わらない業務に対しても大型ごみ収集手当が支給されていることについて、適用範囲を拡大解釈しているとして適正化する必要があるとの意見が出され、その後も特殊勤務手当の是正について奈良市従業員労働組合と団体交渉、事務協議を数十回にわたり行っている。

しかし、包括外部監査で指摘されたにもかかわらず、漫然と特殊勤務手当の不適正な支給を続けていたとして平成17年11月25日付提出のあった、環境清美第一事務所職員の特殊勤務手当についての住民監査請求に対しては、監査委員は、特殊勤務手当は勤務実態に基づき支給されたもので違法性はないとしながらも、現在の社会経済情勢の変化を十分認識し、一刻も早く特殊勤務手当の内容及び支給方法については是正するよう平成18年 1 月23日付けで奈良市長に対し要望した。

これらの経過を踏まえ、特殊勤務手当の条例への明文化、規則等の整備を行うため、平成18年 3 月31日、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年 3 月31日条例第17号、以下「本件条例」という。)、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年 3 月31日規則第44号、以下「本件規則」という。)及び奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準(以下「本件基準」という。)が定められた。

さらに、前述の住民監査請求の結果を受け提訴された住民訴訟（平成18年（行ウ）第3号 違法手当金返還命令等請求事件・平成20年3月19日奈良地裁判決）では、争点の一つとして区域外作業手当及び大型ごみ収集手当の支給のうち、奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則（旧規則）に基づかないものは違法と認定された。

その後、原判決を不服として原告、被告双方が大阪高裁に控訴し係争中である。

(2) 大型ごみ業務手当支給の根拠

職員に対して支給する特殊勤務手当について定めた本件条例では、手当の支給及び種類について、第2条において「手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。」とされ、手当の種類の一つとして大型ごみ業務手当が規定され、第12条第1項において、「大型ごみ業務手当は、大型ごみ業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。」と規定している。

また、本件規則第10条第1項では、「条例第12条第1項の規則で定める職員は、収集課に勤務し、大型ごみ収集作業又は大型ごみ収集作業に付随する作業で、担当業務以外のものに従事する技能職員及び業務職員とする。」と規定している。

さらに、本件基準第2条第2項においては、大型ごみ業務手当の支給の対象となる作業を挙げ、そのうち同項第4号、第5号に次のとおり本件監査請求の対象となっている2つの作業（以下「本件作業」という。）を規定している。

本件基準第2条第2項

第4号 収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業

第5号 収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみの電話受付作業

奈良市においては、本件作業について、本件条例第2条第1項に規定する勤務のうち、「その他通常でない勤務」として認識されている。

(3) 労働協約書の存在

本件作業に対する手当について、書面化され、両当事者である市と奈良市従業員労働組合の署名又は記名押印した労働協約書は存在しないが、本件基準そのものが団体交渉によって決定されたものであり、奈良市においては、その合意内容が具現化されたものであると認識されている。

(4) 大型ごみ電話受付業務等の内容

電話リクエスト方式は、月曜日から金曜日までの午前8時から午後3時までの間、市民から専用電話で受

付を行う。

この電話受付と収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成を、大型ごみ担当である収集課第十係の技能職員、業務職員で構成する8人の担当者を中心に行う。

午前8時から、5人が電話を受け3人が地図により収集箇所の確認を行う。午前8時から午前11時までは、本件基準に定める担当業務であるため手当の支給対象とはならない。

午前11時ごろからは、電話を受けながら収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成作業も行い、午後1時ごろまで作業が続く。

この午前11時からの電話受付と収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業が、本件基準第2条第2項第4号の作業に該当し手当の支給対象となる。

第十係の係長・指導員も、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成を、勤務時間を通して行っているが手当の支給対象とはならない。

正午ごろから午後3時までは、第十係以外の係長、指導員が電話受付のみ応援に入る。これが本件基準第2条第2項第5号の作業に該当する。

なお、平成21年4月1日の組織変更で、収集課作業第十係の業務は、まち美化推進課大型ごみ収集係に移管され、人員の配置替えが行われた。現在は、大型ごみ電話受付担当者8人のうち4人が大型ごみ業務手当の支給対象とならない事務職員となっており、電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業は担当者8人で対応している。

(5) 他の地方自治体における本件作業と同様の業務に対する手当の支給状況調査について

監査委員において、全国の中核市40市に対し、本件作業と同様の業務に対する手当の支給があるかどうかを緊急に調査したところ、結果は次の通りとなった。

① 調査対象都市	40市
② 回答を得た都市	37市
③ 電話リクエスト方式を採っている都市	23市
④ 電話受付する職員が清掃作業員である都市	6市
④-1 上の職員に対して手当を支給している都市	0市
⑤ 経路等地図作成する職員が清掃作業員である都市	12市
⑤-1 上の職員に対して手当を支給している都市	0市

(監査委員の判断)

地方公務員には地方自治法第204条の2により、法律又はこれに基づく条例に基づかなければ給与を支給されない。

地方公務員法第24条第6項も、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めると規定する。これを受けて奈良市においても、奈良市一般職の職員の給与に関する条

例が設けられている。

しかし、地方公務員のうち地方公営企業の職員は、地方公営企業法第38条第2項において、給与については職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならないとされ、同条第4項で給与の「種類及び基準」のみを条例で定めるとしている。ここでいう給与は「給料及び手当」を指し、その手当の種類とは具体的名称、手当の基準とは種類ごとの抽象的基準をいうものと解されている。したがって、具体的な基準や細目は勤務形態や地域的な事情などを考慮した上で、条例以外で定めることができるといえる。

今回、住民監査請求の対象となっている技能職員及び業務職員（以下「技能労務職員」という。）については、地方公務員法第57条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）附則第5条で、単純な労務に雇用される者について地公労法及び地方公営企業法第37条から第39条の適用を認めている。そして、地方公営企業法第39条は地方公務員法第24条の規定の適用を除外する。つまり、単純な労務に雇用される者としての技能労務職員については、地方公営企業の職員と同様に給与の「種類及び基準」は条例で定めなければならないとしつつも、給与の額や支給方法等の具体的細目については条例以外の規則等で定めることが特例的に許容されている。

このように、一般の職員と技能労務職員は同じ地方公務員ではあるが、適用される法律が異なっている。

そして、職員が組織する組合についても、奈良市職員組合は地方公務員法第52条の「職員団体」であるのに対し、奈良市従業員労働組合は地公労法第5条を根拠とした「労働組合」であり、団体交渉権が保障されているため、奈良市従業員労働組合と使用者たる奈良市長が交わした労働協約は尊重されなければならないものである。

なお、事実関係(3)のとおり、本件作業に対する手当について労働協約は書面化されていない。前述のとおり、技能労務職員は一般の職員とは異なり団体交渉の結果として具体的な基準や細目については条例以外の規則等で定めることが特例的に認められており、その団体交渉の合意内容を具現化したものが本件基準であると思料する。しかし、労働組合法第14条の規定により労働協約が効力を有するための条件として当該労働協約は書面化すべきである。

ただし、本件作業に対する手当が労働協約によるものであったとしても、その支給は市民の通常判断において理解が可能なものでなければならないため、本件作業が本件条例第2条の「その他通常でない勤務」に該当するか否かは社会通念に照らして判断されなければならない。

以上のことを鑑みると、本件基準第2条第2項第4号及び同項第5号に定める本件作業に対する手当支給は、団体交渉の合意内容を踏まえたものであり、今まではやむを得ないものであったと思料する。

しかし、本件作業が「その他通常でない勤務」にあたるかどうかについて、市民に対し説明することが困難で理解を得られるとは到底思われず、社会通念上妥当性を欠くものといえる。加えて、事実関係(5)で示したとおり大型ごみ

収集に関して、電話リクエスト方式を採用している中核市を対象とした調査において同様の手当を支給している市はなかった。

よって、労使間において早急に是正されるよう、別紙のとおり市長に対し勧告した。

奈 監 第 42 号

平成21年 5 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭 様

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 三 浦 教 次

同 大 橋 雪 子

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について
(勧告)

平成21年 3 月10日付けで提出のあった奈良市収集課（現まち美化推進課）職員が行う「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」、「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」に対する大型ごみ業務手当の支給について、監査を実施した結果、別紙請求人への通知のとおり、是正すべき点が見受けられたので地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告します。

記

1 措置すべき内容

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準第2条第2項第4号「収集課の職員が午前11時から午後にかけて行う大型ごみの電話受付、収集箇所の地図作成及び収集・運搬運行経路の作成に係る一連の作業」及び同項第5号「収集課の係長及び指導員が午後から行う大型ごみ電話受付作業」に対する大型ごみ業務手当の支給について、市民に対する説明が困難で理解を得られるとは到底思われず、著しく妥当性を欠くと認められる。加えて、大型ごみ収集に関して電話リクエスト方式を採用している中核市を対象とした調査において同様の手当を支給している市はなかった。よって、労使間において早急に是正措置を講じること。

2 措置期限

平成21年 7 月31日

なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定によりその旨を監査委員に通知されたい。

(平成21年 5 月 8 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第13号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

- 1 入札に付する事項
- 鉛給水管布設替工事、市内南市町地内他ほか 5 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 場所
- 水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
- 水道局 4 階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
- 別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年 5 月 11 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成21年 5 月 12 日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市法華寺町264番地 1
- 奈良市水道局業務部経理課入札係
- 電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成21年 5 月 1 日揭示済）

奈良市水道局告示第14号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	届出日
快適工房 Z E S T	代表者 安達 伸一	奈良市秋篠町1225番 地の 2	平成21年 4 月22日

（平成21年 5 月 1 日揭示済）

奈良市水道局告示第15号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 安達設備	代表取締役 安達 伸一	奈良市秋篠町1226番 地の 1	平成21年 4 月22日

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 8 号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 5 月11日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理
規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 5 月21日から施行する。

(平成21年 5 月11日揭示済)

奈良市水道局告示第16号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成21年 5 月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内大柳生町地内ほか 3 件（工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年 5 月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年 5 月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈

良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年 5 月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第 4 号

全 職 員

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 5 月 1 日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 時間」を「6 時間30分」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 9 号

平成21年 5 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成21年 5 月12日（火）

午前10時

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
- (2) 平成21年度奈良市学校施設開放運営協議会の委員及び管理指導員の委嘱について
- (3) 平成21年度 6 月補正予算要求額について
- (4) 平成22年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験について
- (5) 奈良市地域学校連携事業について

議 事

議案第 6 号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業

料等に関する条例の一部改正について

議案第 7 号 奈良市教育ビジョンについて

議案第 8 号 奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会設置要綱の制定について

議案第 9 号 奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会委員の委嘱または任命について

議案第10号 平成21年度奈良市立中学校及び奈良市立高等学校の教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱並びに任命について

議案第11号 平成21年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第12号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第13号 奈良市社会委教育委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5 月～6 月

(2) 奈良市保健所等複合施設（（仮称）奈良市教育センター）について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時00分から午前 9 時50分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 8 号

平成21年 6 月 2 日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年 6 月 3 日から平成21年 6 月 7 日までの間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 9 号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年 6 月 7 日までの間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年 5 月 1 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成21年 5 月 1 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 7 号

奈良市農業委員会平成21年 5 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第 4 号) 第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 5 月 7 日

奈良市農業委員会
農地部会長 徳 西 利 和
記

- 1 日時
平成21年 5 月14日 (木) 午前 9 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号) 第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理について
 - (5) 農地法第25条第 2 項の規定による通知の受理について
 - (6) 水田利用転換届出について
 - (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (8) 知事許可について (4 月許可分)
 - (9) 非農地証明について (4 月分)

(平成21年 5 月 7 日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。